

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 26 回 2017 年 8 月

「外商投資向け優遇措置」・シリーズ第 2 回 外国投資者の配当金再投資に源泉所得税徴収を猶予

本アラートの分析対象法規:

- 「外商投資産業指導目録 (2017 年改訂版)」(国家発展改革委員会、商務部令第 4 号)

背景

国務院は、2017 年 1 月に「外資系企業の投資措置 20 項目」を発表し、さらに同年 7 月 28 日開催の常務会議で外資誘致を強化する政策を決議した。これにより、「外国投資者が中国国内の居住者企業から得た配当を奨励類の外資投資プロジェクトに直接投資する場合、納税義務の繰り延べを実施し、源泉所得税の徴収猶予を与える」ことを明確にした。

源泉所得税の取り扱いについては、2008 年以前は外国投資者が中国の国内企業への投資から得た配当金所得について源泉所得税は免除されてきた。しかし、2008 年 1 月 1 日公布の新「企業所得税法」によって当該優遇措置は廃止され、これ以降、租税条約上の優遇措置が適用される場合を除いて、外国投資者は中国を源泉地とした配当金所得について税率 10%を適用して源泉所得税を納付しなければならず、また、外国投資者が関連する税引後利益を中国国内企業に直接再投資を行う場合にも、利益配当とみなされて源泉所得税を納付しなければならなくなった。

このような背景から、多くの外国投資者が中国で国内配当金を一元管理して再投資するためのプラットフォームとなる投資性会社を設立し、中国国内で再投資を行う際に徴収される税率 10%の源泉所得税を免れてきた。しかし、外国投資者が投資性会社を設立するには、その資金力(外国投資者の資産総額 4 億米ドル以上、投資性会社登録資本金 3,000 万米ドル以上など)が厳しく審査されるため、中・小の多国籍企業にとって大きな障壁となっていた。

このため、商務部は、中国国内・外の投資者が保有する中国国内企業の持分を現物出資して、外商投資企業若しくは既存の中国企業ならびに外資系企業に増資できると改めた。これは投資性会社の設立要件を満たせなかった中・小の多国籍企業にとって持分出資で投資が適うため、朗報となった。

KPMG の所見

今回の新たな優遇措置は、対中投資を計画している多国籍企業にとってビジネスチャンスである。多国籍企業は、香港、シンガポールと同じく海外投資プラットフォームを利用して中国国内の配当金の一元管理と再投資を実施することが、源泉所得税を納付せずに可能になった。

今回の優遇措置は、中国政府が外資誘致を強化する姿勢を一層鮮明にしたものであり、また、国家外貨管理局が2016年下半期からクロスボーダー資金の流出に対する監督管理の強化措置とも一致する。これは、税制優遇の措置によって外国からの資本金が生み出す利益を最大限中国に留保させ、中国への再投資を促すことを目的にしている。

ただし、今回の優遇措置の実施は多くの課題を抱えている。

- 徴収猶予を受ける源泉所得税の納付時点に関する問題。将来、再度、投資プロジェクトが持分譲渡される時点で納付するのか、又は利益配当を行った居住者企業の持分を譲渡する時点で納付するのか、例えば持分譲渡を行う時点で税金を納付することとした場合、当該持分の一部のみを譲渡する場合にはどのように税金を追納すればよいか。
- 徴収猶予を受ける源泉所得税の納付先の問題。利益配当を行う居住者企業及びその主管税務機関となるのか、若しくは再投資対象の企業及びその主管税務機関となるのか。
- 租税条約上の税優遇適用の問題。徴収猶予を受ける源泉所得税を確定するため、同優遇措置を適用するために事前届出の取り扱いをどうするのか。
- 奨励類の外商投資項目を判定する場合、「外商投資産業指導目録(2017年改定版)」に準じるほか「中西部地域外商投資優勢産業目録」にも適用されるのかどうか(詳細はKPMGの[「チャイナタックスアラート:新『外資系企業投資指導目録』発表、開放レベル向上」](#)(第21回、2017年6月をご参照)。
- 再投資プロジェクトが複数の業務に及んでいる場合にはどのようにして奨励類の外商投資項目に該当するかを判断すればよいか。

注意すべきは、当該優遇措置は、外商投資企業が既に計上している未処分利益に対しても適用されるだろうということです。常務会議の決議によって上述の優遇措置は、2017年9月下旬までには明確にされるため、関連する実施細則も間もなく公布されると考える。KPMGは、今後も引き続き当該優遇措置の動向に注目します。

次に、今回の国務院常務会議で討議された外資誘致に関するその他の議案は下記のとおりである。

- 自由貿易試験区で既に試行されている外資系企業の参入前の内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルを全国で実施する件、および外資系企業の商務部への届出と工商登記手続きの「単一窓口、単一表」の受理モデルを適用した外国資本管理の法整備の件。
- サービス・アウトソーシング業務を模範都市で実施する場合の技術先進型サービス企業に適用する企業所得税の優遇措置を全国に展開する件。
- 製造及びサービス業の一部の分野に参入する外国投資者の持分比率要件の廃止と緩和措置検討の件。
- 地方政府が多国籍企業を誘致して、現地に地域統括本部を設立奨励する件、ならびに外国投資者が合併買収によって外商投資企業を設立の許可の件、付随して外資系企業の知的財産権の保護の強化の件。
- 国家級開発区の投資管理の権限を拡大し、関連規定と合致する外国資本の参入プロジェクトの建設用地の優先的な確保の件、ならびに西部地域及び東北地域の伝統的工業地域の国家級開発区における科学技術、環境保護分野の建設事業に財政支援を強化して外資を円滑な導入する件。
- 全国に「告知+許諾」などの方法を展開して、中国国内で外国人の就労許可手続きを簡素化し、2017年内に関連する政策を公表して外国人材のビザ発給要件の緩和とビザ有効期間の延長を実施するの件。

以上、KPMG はこれからも、「外商投資の優遇措置」シリーズをタイムリーにお届けいたします。今回は同シリーズの第 2 回です。

第 1 回は「[製造業、サービス業内の一部分野への参入に対する外国人投資家の持分比率要件を一層緩和\(中国語版\)](#)」に掲載しております。

今後もシリーズでお届けいたします。

